ふるさと納税　実質負担額が２千円となる寄附額の目安について（令和８年以降）

〇ふるさと納税とは

自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

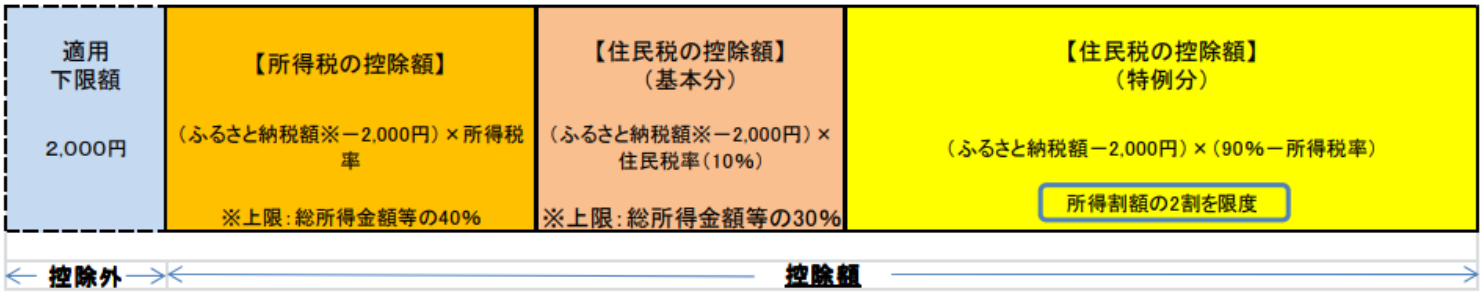

〇上限額の計算について

実質負担額が２千円となる寄附額の目安

$$= \text{所得割額（※１）} \times 0.2 \div \frac{90\% - \text{所得税率} \times 1.021\text{（※２）}}{100\%} + \text{２千円}$$

※寄付をする時点では、所得割額及び所得税率は確定していないため、計算式はあくまでも目安となりますのでご注意ください。

（※１）サラリーマン等で給与から住民税が引落しされる方（特別徴収）は昨年の「特別徴収税額　決定・変更通知書」の「所得割額⑥」が目安金額となります。事業主の方等で、納付書で住民税を納める方（普通徴収）の場合は、「市民税・県民税納税通知書」の「税額控除後所得割額F」が目安金額となります。

（※２）下表の所得税率を当てはめてください。

課税総所得金額（※３）	所得税率	上限額の計算式（課税総所得金額に応じた計算式です。）
１９５万円以下	5%	寄附金の目安額＝所得割額×23.558%＋２千円
１９５万円超３３０万円以下	10%	寄附金の目安額＝所得割額×25.065%＋２千円
３３０万円超６９５万円以下	20%	寄附金の目安額＝所得割額×28.743%＋２千円
６９５万円超９００万円以下	23%	寄附金の目安額＝所得割額×30.067%＋２千円
９００万円超 1,800 万円以下	33%	寄附金の目安額＝所得割額×35.519%＋２千円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	寄附金の目安額＝所得割額×40.683%＋２千円
4,000 万円超	45%	寄附金の目安額＝所得割額×45.397%＋２千円

（※３）課税総所得金額は所得税のものです。実際には住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を差し引いた金額により求めた区分で算定するため、所得税率が異なる場合があります。課税総所得金額は、サラリーマンの方であれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を引いた額、確定申告書では、「課税される所得金額」の欄の額が目安額となります。